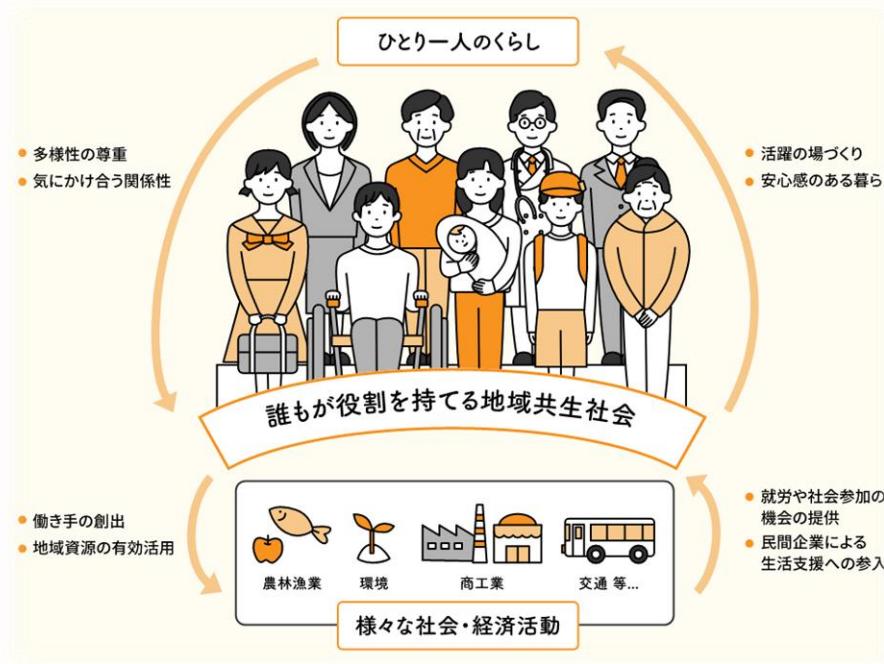




SDGs 未来都市
富田林
ACT FOR 2030

第5期計画の策定に向けて



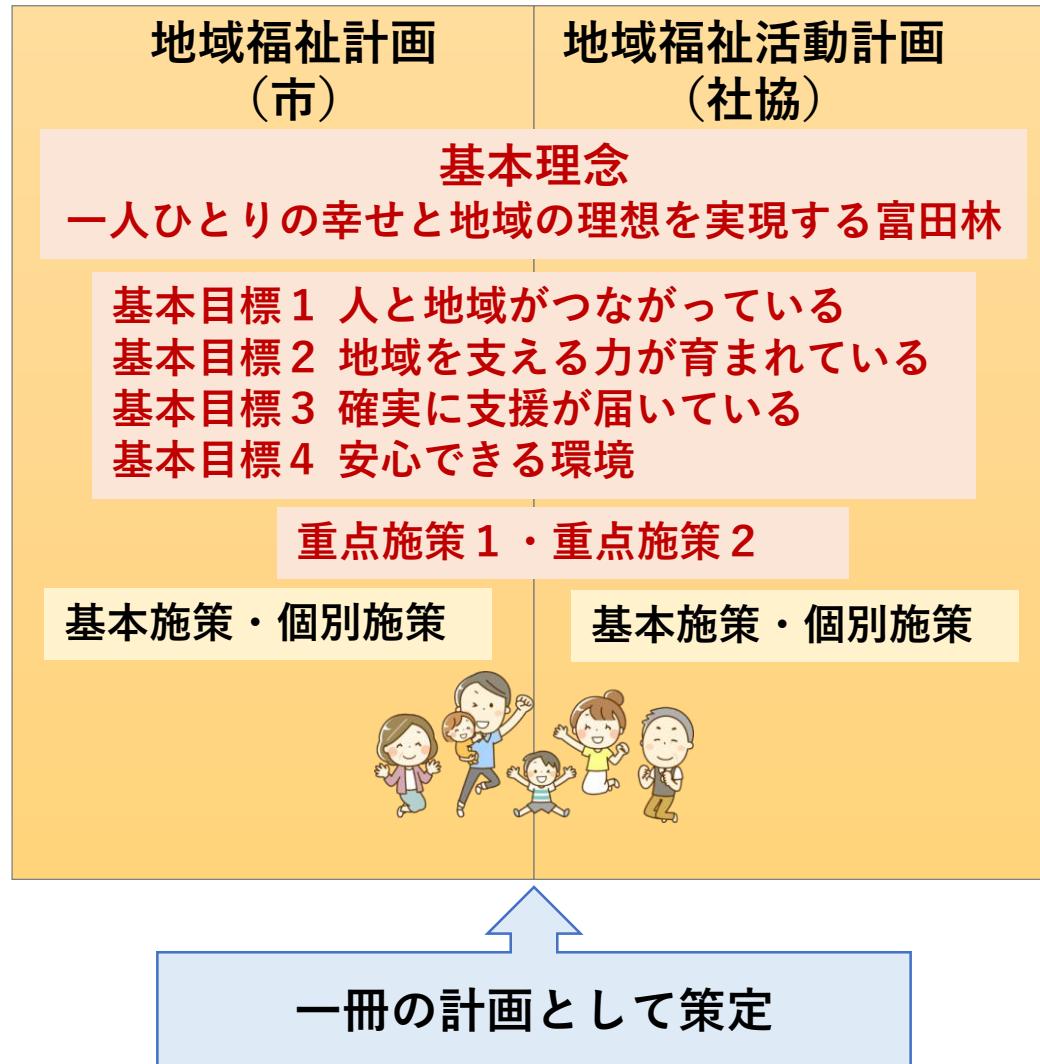
出典：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト



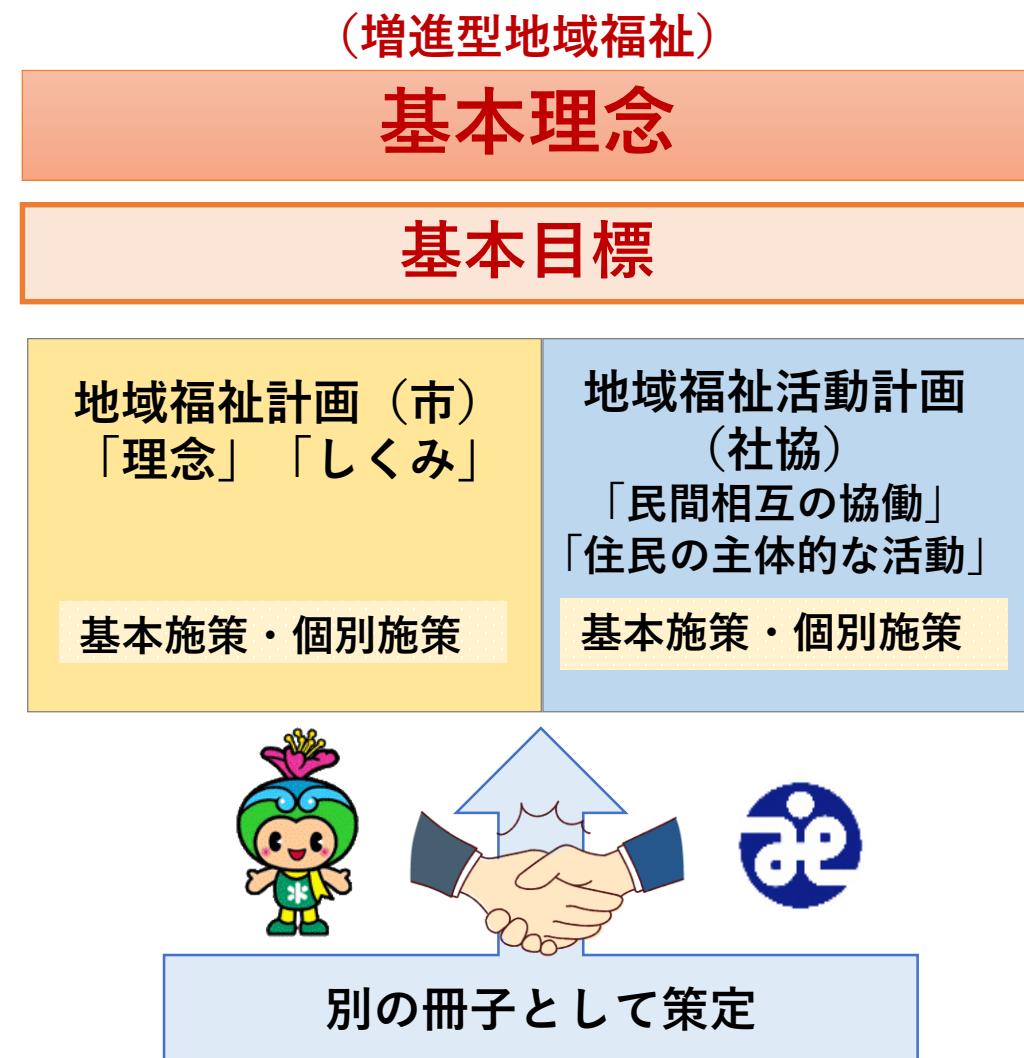
令和7年10月31日(金)
富田林市地域福祉推進委員会

第5期計画策定の方向性(案) 策定方法について

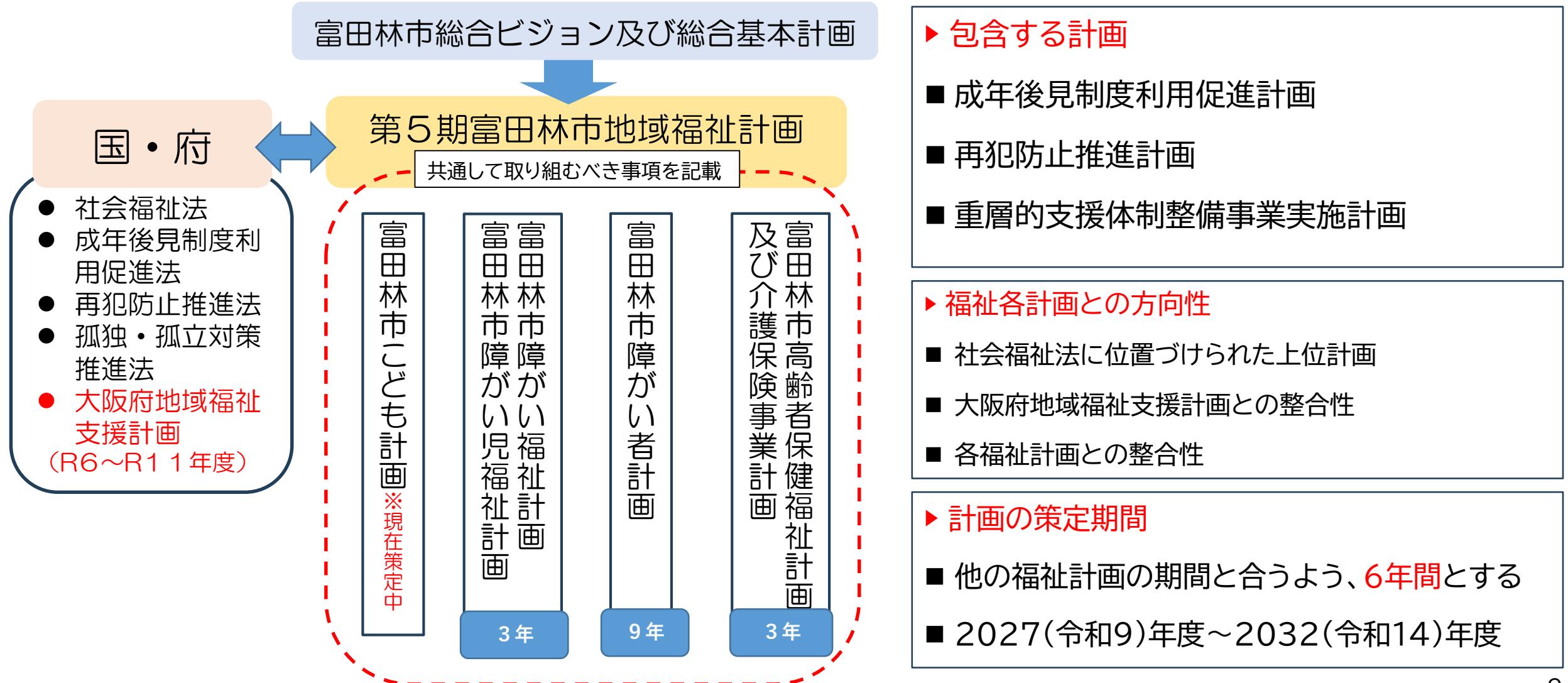
第4期計画（現行）



第5期計画



第5期計画 計画の位置づけ 包含する計画・計画期間(案)



第5期計画 策定にあたっての留意点

第5期大阪府地域福祉支援計画 令和6年3月策定
期間：令和6年度から令和11年度まで 6年間

地域共生社会の実現

計画のめざす地域社会のビジョン

- ◆ 誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会
- ◆ 地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会
- ◆ あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会

地域福祉の推進 包括的な支援体制の構築

市町村支援

誰ひとり取り残さない重層的なセーフティネットの拡充

支え合う関係づくり

地域福祉を担う多様な人づくり

地域の生活と福祉を支える基盤強化

地域力の強化

●市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」より

- ①地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- ・様々な課題を抱える人の就労・活躍の場
- ・制度の狭間の課題への対応
- ・権利擁護のあり方
- ・地域づくりにおける官民協働の促進
- ・全庁的な体制整備 など

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ・福祉サービスを必要とする住民に対する相談支援体制
- ・支援を必要とする者が必要なサービスにつながるしくみ など

- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- ・地域福祉を推進する人材の養成 等

- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

- ・「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備
- ・「住民の身近な圏域」において、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

検討事項① 基本理念・基本計画等の検討

基本理念

「一人ひとりの幸せと地域の理想を実現する 富田林」

基本目標

- 1 人と地域がつながっている
- 2 地域を支える力が育まれている
- 3 確実に支援が届いている
- 4 安心できる環境

重点施策

- 1 地域の理想の実現にむけた取組への支援
- 2 地域とともに創る重層的な相談支援体制

第5期計画策定にあっての検討ポイント

- 第4期計画に掲げた基本理念・基本目標・重点施策は見直すのか、それとも継続するのか
- これまで取り組んできた増進型地域福祉の考えをどう描いていくか



- 市・社会福祉協議会において検討（協議）
- 次回、地域福祉推進委員会において検討
- 忌憚ないご意見をお願いいたします。

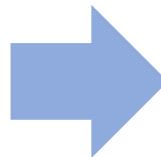


検討事項② アンケート調査の実施

第4期計画

対象者	配布数	回収数 (回収率)
18歳以上市民	2,000	909 (45.5%)
福祉活動者	150	126 (84.0%)
福祉関係団体	30	20 (66.6%)
サービス事業所等	120	93 (77.5%)

- 郵送にて実施
- 対象者を4分類し、それぞれ内容を変えてアンケート実施
- アンケートの他、校区交流会議において、意見を聴取(オンライン)
(※全16小学校区、延べ267名)



第5期計画

対象者	配布数
18歳以上市民	約2,000
福祉活動者・福祉関係団体	約180
福祉サービス事業所等	約120

- 郵送+オンライン回答
- ①市民 ②福祉活動者・団体 ③福祉サービス事業者等の3分類
- 質問内容の精査
 - ※コロナ禍に特化した質問項目の整理
 - ※回答しやすい質問内容、選択肢の見直し等
- 校区交流会議、施設連絡会等を通じたヒアリングの実施

◆ R7年度中にアンケート内容確定
◆ 11月頃にアンケート案を送付予定
➡ 皆さまのご意見等をお願いいたします。

➡ R8.4～5月に実施

地域福祉計画策定スケジュール(案)

令和7年度		令和8年度	
時 期	内 容	時 期	内 容
R7.10月	<p>■ 令和7年度 第2回 委員会 ①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期計画の方向性について 	R8.4月～5月	<p>■ 市民アンケート調査等の実施</p>
R7.11月	<p>◆ 計画策定事業者の選定（市）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約はR9.4月～ 	R8.6月	<p>■ 市民アンケート等の集計</p>
R7.11月～ R8.2	<p>◆ 計画策定に向けた検討会議（市・社協）</p> <p>◆ 庁内関係部局との調整（市）</p> <p>◆ アンケート（案）の検討</p>	R8.7月	<p>◆ 令和8年度 第1回 委員会 ③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4期計画（現行）の評価・総括 ・ 第5期計画 骨子案の確定 <p>◆ 計画素案の作成開始（市）</p>
R8.2月～3月	<p>■ 令和7年度 第3回 委員会 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期計画 基本理念・基本目標・骨子案等 ・ アンケート内容の確定 	R8.10月	<p>■ 令和8年度 第2回 委員会 ④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期計画 計画素案の確認 <p>◆ 計画素案に対する庁内意見照会（市）</p>
		R8.11月	<p>■ 令和8年度 第3回 委員会 ⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5期計画 計画素案の確定
		R9.1月	<p>◆ パブリックコメントの実施（市）</p>
		R9.2月	<p>◆ パブリックコメントに基づく計画修正（市）</p> <p>■ 令和8年度 第4回 委員会 ⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画最終案の確認
		R9.3月	<p>■ 第5期地域福祉計画 完成</p>